

札幌市基金条例の一部を改正する条例案

令和6年(2024年)2月14日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例(昭和39年条例第6号)の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項に次の1号を加える。

(23)脱炭素化推進基金(以下「脱炭素化基金」という。) 脱炭素化の推進に資する。

(2) 第8条第1項中「及びリサイクル基金」を「、リサイクル基金及び脱炭素化基金」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(理 由)

脱炭素化の推進に必要な資金を積み立てることを目的として、新たに脱炭素化推進基金を設置するため、本案を提出する。